

# 令和5年版 県政レポート(案)

第2章 (みえ元気プランで進める7つの挑戦)

第3章 (施策の取組)

環境生活部関係抜粋

令和5年6月

環境生活部

# 目次

## 全庁版 第2章（みえ元気プランで進める7つの挑戦）からの抜粋

- (1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化 . . . . . 1
- (2) 新型コロナウイルス感染症等への対応 . . . . . 5

## 全庁版 第3章（施策の取組）からの抜粋

施策名	
3-2	交通安全対策の推進 . . . . . 13
3-3	消費生活の安全確保 . . . . . 17
4-1	脱炭素社会の実現 . . . . . 19
4-2	循環型社会の構築 . . . . . 23
4-4	生活環境の保全 . . . . . 27
12-1	人権が尊重される社会づくり . . . . . 31
12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進 . . . . . 35
12-3	多文化共生の推進 . . . . . 39
16-1	文化と生涯学習の振興 . . . . . 41

## 第2章 みえ元気プランで進める7つの挑戦

### (1) 大規模災害に対応した防災・減災、県土の強靱化対策の加速・深化

「平時における人材育成」については、学生など若者の防災人材育成を図るとともに、シンポジウムの開催や地震体験車の活用による県民への啓発に取り組みました。若者の防災人材育成は災害に強い地域づくりにとって重要であり、引き続き、地域での若者を巻き込んだ防災活動を促進します。

「平時におけるハード整備」では、県が管理するインフラの耐震化や老朽化対策等の施設整備を進めるとともに、道路・河川監視カメラ、危機管理型水位計等の配備拡充を行いました。引き続き、耐震化や施設整備を進めるとともに、インフラマネジメントを高度化していくため、ICTの活用を進めます。

「救助・避難」におけるソフト面の取組については、大規模災害時の初動対応について改めて検証するとともに、ハザードマップの作成や避難所の資機材整備等の市町の取組への支援を行いました。災害対策本部の初動対応力強化や市町の災害対応力の充実・強化を図る必要があることから、引き続き市町の取組を支援するとともに、実践的な訓練や緊急派遣チーム登録者を市町に派遣する訓練などを実施します。

「救助・避難」におけるハード面の取組については、市町が実施する津波避難タワーや避難路等の整備を支援するとともに、初動対応をはじめとした災害対応をより迅速・的確に実施できるよう、庁内に常設のオペレーションルーム及びシミュレーションルームを整備します。

「復旧」における取組として、発災後のすみやかな復旧活動を行えるよう、緊急輸送・搬送ネットワークの確保のための取組や、災害廃棄物の迅速な処理に向けた人材育成を引き続き進めます。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和4年度の取組と令和5年度の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和4年度の主な取組	令和5年度以降の課題と対応
<b>◆平時における人材育成</b>	
<b>・若者の防災人材育成（関連施策:1-2）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>若年層の防災意識の向上を図るため、県内の学生など若者を地域防災の担い手として養成(49名)するとともに、養成した若者の自由な発想力を生かし、SNSや各種メディア等を活用した防災情報の発信を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に強い地域づくりを進めるため、引き続き県内の若者等を地域防災の担い手として養成し、養成した若者による若年層の防災意識の向上と、地域での他の若者を巻き込んだ防災活動を促進します。</li> </ul>
<b>・シンポジウム等による県民への啓発（関連施策:1-2）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の防災意識を醸成するため、シンポジウムの開催(2回)や地震体験車による普及啓発(413回)に取り組みるとともに、外国人住民への啓発をより効果的に実施できるよう、地震体験車1台を6か国語に対応した車両に更新しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、シンポジウムの開催や地震体験車による普及啓発に取り組みるとともに、大型商業施設における防災啓発イベントの実施等により、県民の防災意識の醸成を図ります。</li> </ul>

<b>◆平時におけるハード整備</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラの耐震化、老朽化対策等の整備</li> <li>・インフラへの ICT 等の新技術の導入</li> </ul> <b>(関連施策:1-3)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高潮災害防止のための海岸保全施設の整備や、地震・津波による被害軽減のため、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門の耐震対策を推進しました。また、堤防等については粘り強い構造とする施設整備を進めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強い台風による伊勢湾沿岸での高潮や、南海トラフ地震等が想定されるため、引き続き県管理河川・海岸の耐震、高潮対策を進めるとともに、海岸堤防等については、粘り強い構造とする施設整備を進めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路・河川監視カメラ、危機管理型水位計等の配備拡充を進めるとともに、土砂災害情報提供システムをよりわかりやすく更新するなど、インフラ危機管理体制の強化を進めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災情報を迅速に把握するため、引き続き、道路・河川監視カメラ、水位計等の配備拡充に取り組みます。また、初動体制を強化する必要があるため、排水ポンプ車を導入します。</li> </ul>
<b>◆救助・避難 ソフト面</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーション機能のさらなる強化</li> <li>・実践的な訓練</li> </ul> <b>(関連施策:1-1)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より迅速かつ的確に災害対策活動が行えるよう、大規模地震発生直後の極めて早い段階における具体的な活動手順を明確に示した「南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の初動対応レビュー(災害対策本部体制編)」を8月に策定し、これに基づく総合図上訓練を9月及び1月に実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部の初動対応力をより一層強化するため、外部の専門的なノウハウを活用した実践的な図上訓練を実施します。</li> </ul>
<b>・市町への支援(訓練、マニュアル整備、災害時の職員派遣) (関連施策:1-1)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に第一線で対応を行う市町の災害対応力の一層の充実・強化を図るため、市町が実施する図上訓練(災害対策本部運営訓練)等において、訓練内容の検討や企画・立案、訓練の運営等の支援を行いました(5市町)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、市町が実施する図上訓練(災害対策本部運営訓練)に対して、訓練内容の検討や企画・立案、訓練の運営等、市町のニーズや状況に応じた必要な支援を実施します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害発生時に市町の被害情報の収集及び要請事項の把握を行い、市町の災害対策活動が円滑に実施されるよう、総括支援員(管理職)、支援員(防災に精通した職員)、情報連絡員で構成する緊急派遣チームを新たに整備しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急派遣チームが十分に役割を果たせるよう、活動内容についての研修を実施するとともに、台風接近時等には市町への派遣を行います。また、県総合図上訓練や市町が実施する図上訓練において、緊急派遣チーム登録者を実際に市町に派遣する訓練を実施します。</li> </ul>
<b>・防災情報の提供 (関連施策:1-2)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の県民の適切な避難行動を促進するとともに、県民の防災意識の向上を図るため、気象や災害に関する防災情報を、ホームページやSNSなどさまざまな手段を用いてわかりやすく提供しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難を必要とするすべての人が適切に避難を行えるよう、「防災みえ.jp」のホームページやメール・SNSにより気象や災害に関する防災情報を県民に迅速にわかりやすい表現で提供します。</li> </ul>

<p>・市町への支援(避難体制) (関連施策:1-2)</p>	
<p>・ 津波避難の実効性をより高めていけるよう、地区防災計画の策定(12 市町)など、市町が取り組む津波避難対策の充実・強化について、防災技術指導員の派遣等により支援しました。</p>	<p>・ 地震発生から津波到達までの限られた時間の中で、地形、気象条件、時間帯など様々な条件のもと、県民一人ひとりが命を守るために最適な避難場所へ避難できるよう、津波避難対策の実効性のさらなる向上に向けて市町とともに取り組みます。</p>
<p>・市町への支援(避難所) (関連施策:1-2)</p>	
<p>・ 避難所の適切な運営や避難所における新型コロナ対策を促進するためのアセスメントを実施(9市町)しました。また、災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設における実効性のある避難対策を進めるため、モデル施設を選定(6施設)の上、課題の洗い出しと訓練による解決策の検証に取り組みました。</p>	<p>・ 県民の適切な避難行動を促進するため、感染症対策も視野に入れた避難所運営について、アセスメントの実施などにより運営に携わる自主防災組織等の対応力向上を図ります。また、災害リスクの高い区域に立地する社会福祉施設において、実効性のある避難対策を促進します。</p>
<p>・ ハザードマップや避難所運営マニュアルの作成、避難所の資機材整備など、市町が取り組む風水害対策や南海トラフ地震対策の充実・強化を促進するため、地域減災力強化推進補助金により支援しました。</p>	<p>・ 引き続き、ハザードマップや避難所運営マニュアルの作成、避難所の資機材整備の取組を支援します。</p>
<p>・帰宅困難者等の支援 (関連施策:1-1)</p>	
<p>・ 県内に店舗数が多く、地域住民の認知度も高い自動車販売店約120店舗と新たに「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、災害時に徒歩帰宅者に水やトイレ、通行可能道路等の情報提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」として位置付けました。</p>	<p>・ 帰宅困難者が応急活動等の妨げになることなどを防ぐための一斉帰宅の抑制も含めた帰宅困難者支援の取組について県民への周知・啓発に取り組みます。</p>
<p>◆救助・避難 ハード面</p>	
<p>・市町への支援(津波避難タワーなどの整備) (関連施策:1-2)</p>	
<p>・ 津波到達までに時間的余裕がない市町が実施する津波避難タワーや避難路等の整備を支援するための具体的な手法について検討を行いました。</p>	<p>・ 津波から県民の命を守るため、一時避難場所や避難路の整備が市町によって進められてきましたが、財政負担が大きく、整備が進んでいない市町もあることから、津波到達までに時間的余裕がない市町が実施する津波避難タワーや避難路等の整備を支援します。</p>
<p>・県災害対策本部オペレーションルームの設置 (関連施策:1-1)</p>	
<p>・ 機動的に災害対応を実施できるよう、災害対策本部オペレーションルーム等の整備に向けた検討を進めました。</p>	<p>・ 常設のオペレーションルームと災害対策本部の対応方針を決定するシチュエーションルームを整備し、災害対策本部の機能充実を図ります。</p>

◆復旧	
・緊急輸送・搬送ネットワークの確保（関連施策：1-3）	
・ 災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路に架かる橋の落橋や倒壊対策、洪水で橋が流されない対策、道路の土砂崩れ対策、車両のすれ違いが困難な箇所の道幅の拡幅を進めました。	・ 緊急輸送道路等で大規模災害発生時に被災する恐れのある箇所や、車両のすれ違いが困難な箇所が残っているため、引き続き、大規模災害発生時であっても緊急輸送機能を確保するための対策に取り組めます。
・災害廃棄物の迅速な処理（関連施策：4-2）	
・ <u>大規模災害時に発生する災害廃棄物を速やかに処理できるよう、市町や関係団体と連携し、図上訓練や研修会を実施するなど、人材育成に取り組めました。</u>	・ <u>大規模災害時においても適正かつ円滑に災害廃棄物が処理されるよう、市町や関係団体と共に仮置場の設置・運営の現地訓練を行うなど、現場対応力を高める人材育成に取り組めます。</u>

※下線部が当部所管の取組

## (2) 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナ対策では、病床の確保や宿泊療養施設の運営等といった医療提供体制の確保、検査体制の確保、ワクチン追加接種への支援により、変化する状況に的確に対応してきました。また、令和5年5月8日以降、季節性インフルエンザと同等の5類感染症に感染症法上の位置づけが変更されたことから、今後は、感染状況を注視しつつ、適切な経過措置を講じながら、患者が幅広い医療機関で受診できる医療提供体制に向け段階的に移行できるように取り組んでいきます。

新たな感染症に備えるため、関係機関との連携体制の充実や、学校における感染防止対策等に取り組みました。今後は、感染症法の改正をふまえた国の指針に基づき、「三重県感染症予防計画」の改定を進め、新たな感染症の発生やまん延時の医療提供体制の構築に取り組むほか、学校では、基本的な感染防止対策を行いながら、教育活動を実施していきます。

新型コロナの影響を受けた事業者に寄り添った支援では、県内旅行需要の喚起や中小企業・小規模企業の経営力の向上や資金繰りへの支援に取り組みました。しかしながら、観光産業をはじめ新型コロナの影響で大きなダメージを受けた県内経済は未だ回復途上にあることから、旅行を取り巻く状況を注視しながら、閑散期などを対象に旅行需要喚起に向けた施策を適時実施するとともに、中小企業・小規模企業への伴走型支援に引き続き取り組めます。

新型コロナの影響を受けた生活相談に係る支援では、三重県生活相談支援センターにおいて、状況に応じた相談支援を行うとともに、自殺対策の取組を進め、相談体制を強化しました。新型コロナの影響が長期に及ぶことも考えられることから、引き続き、相談支援や自殺対策の取組を進めます。

新たな感染症による社会・経済活動への影響に備えるため、中小企業・小規模企業の事業継続計画の策定支援に取り組んでいきます。

以下は、7つの挑戦に記載されている「取組方向」の項目ごとに、令和4年度取組と令和5年度の課題と対応のうち、主なものを記載しています。

令和4年度の主な取組	令和5年度以降の課題と対応
<b>◆新型コロナウイルス感染症対策</b>	
<b>・専門家の意見をふまえた感染症対策（関連施策：2-2）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナにかかる医療提供体制を確保するため、病床の確保や宿泊療養施設の運営に取り組むとともに、自宅療養者へのフォローアップ等にも対応しました。また、検査需要に対応するため、医療機関、民間検査機関などさまざまな関係機関と連携・協力し、検査体制を確保するとともに、ワクチンの追加接種を円滑に行うため、市町や関係団体の支援を行いました。さらに、高齢者等の重症化リスクの高い方を守ることに重点を置いた感染対策を行うとと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナについては、令和5年5月8日以降、季節性インフルエンザと同等の5類感染症に感染症法上の位置づけが変更されたことから、今後は、感染状況を注視しつつ、適切な経過措置を講じながら、患者が幅広い医療機関で受診できる医療提供体制に向け段階的に移行できるように取り組んでいきます。</li> </ul>

<p>もに、患者の発生届の対象を限定し、感染拡大に対応するための医療機関等の負担軽減を図りました。(確保病床:617床、宿泊療養施設:5施設682室、診療・検査医療機関:695機関 ※いずれも最大値)</p>	
<p>・必要な感染症対策をふまえた教育活動の継続、学校行事等の円滑な実施 (関連施策:14-5)</p>	
<p>・ 学校における基本的な感染防止対策に取り組むとともに、消毒液等の保健衛生物品の配備や通学時のスクールバスの増便などに取り組みました。各教科の指導や学校行事については、それぞれの活動内容に応じた必要な対策を講じた上で実施しました。</p>	<p>・ 引き続き、効果的な換気など基本的な感染防止対策を行いながら、学校教育活動を実施していきます。</p>
<p>・外国人住民への情報提供と相談等の対応 (関連施策:12-3)</p>	
<p>・ <u>新型コロナに関する情報を、外国人住民へ的確に伝えていくため、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)により、7言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語、日本語)で、迅速に提供しました。</u></p>	<p>・ <u>新型コロナの感染拡大で再認識された、外国人住民への適切な情報提供の必要性をふまえ、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)により、必要な情報の提供を行います。</u></p>
<p>・ <u>外国人住民に関わる、新型コロナ等さまざまな相談を受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)では、11言語(日本語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語)で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しました。加えて、外国人住民のニーズをふまえ、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するなど、相談体制の充実を図りました。</u></p>	<p>・ 「<u>みえ外国人相談サポートセンター</u>」(MieCo/みえこ)において、相談にきめ細かく応じるため、対応言語の充実、関係機関との連携強化など、相談体制の更なる充実に取り組みます。</p>
<p>◆新たな感染症への備え</p>	
<p>・新たな感染症の発生に備えた体制整備 (関連施策:2-2)          ・県民への正確な情報発信による感染予防・感染拡大防止 (関連施策:2-2)</p>	
<p>・ 感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援、備蓄している抗インフルエンザ薬等の管理を行いました。また、感染症発生時には、医療機関、消防、警察等の関係機関との連携が重要となることから、各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催し、連携体制の充実を図りました。</p>	<p>・ 発生すると社会的に影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への支援、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬等の管理を行います。また、引き続き各保健所で感染症危機管理ネットワーク会議を開催するなど、関係機関との連携体制の充実を図ります。</p>



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所や施設等における感染症発生時の拡大防止のため、高齢者や障がい者の入所施設等の職員を対象に新型コロナウイルス感染予防対策研修会を開催しました。(研修会の開催:4回、参加施設:767施設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者や障がい者等の入所施設等では、感染症が発生した場合に感染拡大や重症化のリスクが高いため、引き続き、感染予防や感染拡大防止のための研修会を開催します。</li> <li>・ 感染症法の改正をふまえた国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に基づき、「三重県感染症予防計画」の改定を進め、新たな感染症の発生やまん延時の医療提供体制の構築に取り組みます。</li> <li>・ 「感染症危機管理人材及び公衆衛生行政官の育成」「新興再興感染症発生時の行政機関との連携と政策提言」を設立目的とする三重大学感染症危機管理人材育成センター(令和5年4月開設)との連携により、医療計画・感染症予防計画等の策定や、感染症に精通した公衆衛生医師・保健師等医療職の確保・育成などに取り組みます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症の予防や感染拡大防止については、その知識の普及啓発や流行状況に応じた情報発信が必要であることから、ホームページやポスター等にて県民等へ感染予防の普及啓発を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、感染症の予防や感染拡大防止を図るため、県民等へ感染予防の普及啓発を行うとともに、感染症発生動向調査システム*等を活用した、感染症発生情報の収集・解析、関係機関や県民への情報提供に取り組みます。</li> </ul>
<p>・教育活動を継続するための感染症対策 (関連施策:14-5)</p>	
<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校における基本的な感染防止対策に取り組むとともに、消毒液等の保健衛生物品の配備や通学時のスクールバスの増便などに取り組みました。各教科の指導や学校行事については、それぞれの活動内容に応じた必要な対策を講じた上で実施しました。</li> </ul>	<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、効果的な換気など基本的な感染防止対策を行いながら、学校教育活動を実施していきます。</li> </ul>
<p>・外国人住民をサポートする主体間のネットワークづくり (関連施策:12-3)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>令和4年11月から、外国人住民のサポートに役立つ情報を掲載するサイト「三重県日本語教育プラットフォーム」および日本語教育に携わる団体間の連携を促す「Mie にほんご LINE」の運用を開始し、市町や日本語教室、外国人を雇用する企業等との連携強化を図っています。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「<u>三重県日本語教育プラットフォーム</u>」等の活用により、市町、国際交流協会、日本語教室、外国人を雇用する企業等との更なる連携強化に取り組みます。</li> </ul>

◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に寄り添った支援	
・事業活動の継続と雇用の維持・確保に向けた支援（関連施策：5-1、5-2、7-1、8-1）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの影響を受ける県内観光産業の早期回復に向け、令和4年4月から県民割「みえ得トラベルクーポン」を、10月からは全国旅行支援「おいでよ！みえ旅キャンペーン」を実施するなど、県内旅行需要の喚起に取り組みました（全国旅行支援利用者数：約205万人（令和5年4月28日現在））。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの影響で大きなダメージを受けた県内観光産業は未だ回復途上にあることから、旅行を取り巻く状況を注視しながら、閑散期などを対象に旅行需要喚起に向けた施策を適時実施していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業・小規模企業が、新型コロナや原油価格・物価高騰による影響を乗り越え、経営力の向上につなげられるよう、「三重県版経営向上計画」を活用しつつ、商工団体等と連携し、伴走型で支援しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナや原油価格・物価高騰による影響が継続しているため、「三重県版経営向上計画」を活用しつつ、商工団体等と連携し、引き続き伴走型で支援していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナや物価高騰の影響を受けた中小企業・小規模企業の資金繰りを支援するため、「セーフティネット資金・リフレッシュ資金」において、伴走支援型特別保証を活用したメニューの保証料を無料化するとともに、融資対象を拡大するなど制度拡充に取り組みました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナや物価高騰の影響が継続しているため、「セーフティネット資金・リフレッシュ資金」において、引き続き、伴走支援型特別保証を活用したメニューの保証料無料化を実施し、中小企業・小規模企業の資金繰りを支援します。</li> </ul>
・感染防止対策と両立した社会経済活動に対する支援（関連施策：5-1、5-2、5-3、7-1）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年6月に創設した観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」を引き続き運用し、旅行者が宿泊施設や観光施設等を安心して利用できる環境の整備を行いました（令和4年度末認証店舗数 1,448 店舗）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの感染症法上の位置づけが5月8日から5類感染症に移行したことを受け、観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証制度」についても、5月7日をもって終了しました。今後は、制度終了後の感染防止対策等に係る事業者等からの問い合わせに対して、国の方針等を踏まえながら丁寧に対応していきます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウイズコロナ・アフターコロナを見据え、中小企業・小規模企業の経営力の強化を推進するとともに、事業継続を支援するため、162者（172回）に対するアドバイザー派遣と、18回のセミナー開催を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドバイザー派遣等は、コロナ禍における経営力強化のための緊急対応的な支援であるため、感染症法上の位置づけの変更もふまえ、令和4年度をもって終了しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの感染拡大を防止しながら安心して飲食店を利用できるよう、令和3年5月に創設した第三者認証制度「みえ安心おもてなし施設認証制度」（あんしんみえリア）を引き続き運営し、感染拡大防止につなげました（令和4年度末認証店舗数 4,087 店舗）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの感染症法上の位置づけが5月8日から5類感染症に移行したことを受け、あんしんみえリアの制度についても5月7日までで終了しました。今後は、制度終了後の感染防止対策等に係る事業者等からの問い合わせに対して、国の方針等を踏まえながら丁寧に対応していきます。</li> </ul>

<p>・生活様式等の変化を的確に捉えた積極的に事業展開に対する支援 (関連施策:5-3、7-1、7-4、8-2)</p>	
<p>・ コロナ禍やエネルギー・原材料価格等高騰の影響を緩和し、乗り越えようとする中小企業・小規模企業の生産性向上や業態転換に向けた取組を支援するため、生産性向上・業態転換支援補助金を3回に渡って公募しました。</p>	<p>・ 中小企業・小規模企業が、新型コロナや原油価格・物価高騰による影響を乗り越え、経営力の向上につなげられるよう、「三重県版経営向上計画」を活用しつつ、商工団体等と連携し、引き続き伴走型で支援していきます。</p>
<p>・ 事業者の利便性に資するため、新型コロナの感染防止対策として急速に普及したオンラインの技術を活用し、商談会のうち計3回(県直営1回、委託事業2回)をオンライン形式(対面との併用を含む)で実施しました。また、Web上のバーチャル空間で、県内企業18社が出展する「ものづくり企業バーチャル展示会」を開催しました。</p>	<p>・ 令和4年度以降、対面での展示会や商談会の機会が増えてきていますが、移動時間等の制約を受けない利便性から、オンラインの利用を希望される場合も少なくないため、引き続き、事業者の希望に応じ、オンラインを活用した商談機会も提供していきます。</p>
<p>・ 海外との往来の制限が解除され、海外ビジネスの本格的な再開が見込まれることから、海外企業との商談会等の取組を支援する制度を設け、県内中小企業等の海外展開を支援しました。</p>	<p>・ 海外ビジネスの再開が本格化される中、海外市場の獲得など企業の海外展開は喫緊の課題となっており、引き続き、県内中小企業等の海外展開を支援します。</p>
<p>・ 時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークを促進するため、経営者や人事総務担当者等を対象に、労務管理やシステム導入等に関するセミナーや情報通信事業者との交流会を実施するとともに、テレワーク導入に関する相談窓口を設置しました。</p>	<p>・ テレワークを導入している県内事業所の割合は23.7%(令和4年度三重県事業所労働条件等実態調査)と、全国と比べて進んでいない状況にあるため、今後は、さらに県内企業への働きかけや導入支援を行い、県全体へのテレワークの浸透を図ります。</p>
<p>◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活相談に係る支援</p>	
<p>・相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援(住居、生活資金、食料支援等) (関連施策:13-1)</p>	
<p>・外国人からの生活相談対応 (関連施策:12-3)</p>	
<p>・ 新型コロナに加え、食材や燃料等の価格高騰の影響が重なり、三重県生活相談支援センターに対し、生活に困窮する人からの相談が多数寄せられていることから、相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援(住居確保給付金など利用可能な支援サービスの実施、生活福祉資金特例貸付の申請援助等)を行いました。</p>	<p>・ コロナ禍等で生活に困窮する人に対して、引き続き相談者一人ひとりの状況に応じた相談支援を行うとともに、相談者の状況に応じ、就労、健康、生活面等の自立に向けた支援に取り組めます。</p>

<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>外国人住民に関わる、新型コロナ等さまざまな相談を受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)では、11 言語(日本語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語)で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しました。加えて、外国人住民のニーズをふまえ、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するなど、相談体制の充実を図りました。</u></li> </ul>	<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「<u>みえ外国人相談サポートセンター</u>」(MieCo/みえこ)において、<u>相談にきめ細かく応じるため、対応言語の充実、関係機関との連携強化など、相談体制の更なる充実に取り組みます。</u></li> </ul>
<p>・ <b>自殺に対する相談体制の確保 (関連施策:13-1)</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、自殺対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「第4次三重県自殺対策行動計画」を策定しました。また、新型コロナの影響を背景としたこころの悩みに寄り添い、自殺予防を図るため、相談体制を強化しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取組を推進します。また、新型コロナの影響をふまえ拡充した電話相談体制やSNSでの相談を引き続き実施します。</li> </ul>
<p>◆ <b>新たな感染症による社会・経済活動への影響の対応</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>新たな感染症に直面した際の備え (関連施策:13-1)</b></li> <li>・ <b>中小・小規模企業における事業継続に向けた対応強化 (関連施策:7-1)</b></li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、自殺対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「第4次三重県自殺対策行動計画」を策定しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第4次三重県自殺対策行動計画」に基づき、関係機関・団体、市町等と連携し、計画的に取組を推進します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工会・商工会議所や市町と連携して、感染症対策も含め、中小企業・小規模企業の事業継続計画(BCP*)策定を支援しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでに取り組んできた事業継続計画(BCP)策定支援の事例やノウハウを商工会議所・商工会の経営指導員等と共有することで、引き続き、商工会議所・商工会と連携して中小企業・小規模企業の事業継続計画(BCP)策定を支援します。</li> </ul>

※下線部が当部所管の取組



### 第3章 施策の取組

## 施策3-2 交通安全対策の推進

(主担当部局：環境生活部)

### 施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんの交通安全に対する理解が一層深まるよう、さまざまな主体と連携した交通安全教育や啓発活動が進むとともに、交通事故死者数や飲酒運転事故件数の減少に向けて、積極的な交通指導取締りや「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」に基づく取組、先進安全自動車の導入、交通環境の改善が図られています。

### めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>四季の交通安全運動等の広報・啓発活動や幅広い世代への交通安全教育が進んでいます。また、横断歩道の塗り替えや交通安全施設等の更新・整備が進むとともに、横断歩行者妨害違反など交通事故実態に応じた交通指導取締りにより、交通事故死亡者が減少するなど、交通環境の改善が進んでいます。</p> <p>しかし、飲酒運転事故件数が前年より増加するといった課題があるため、飲酒運転の根絶に向けて、県民の皆さんへの啓発や飲酒運転の指導取締りなどによる規範意識のさらなる定着へ注力していく必要があります。</p>

[ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている ]

### 1. 基本事業の取組状況

#### 基本事業名

・令和4年度の主な取組

#### ① 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進

- ・「第11次三重県交通安全計画」に基づき、四季の交通安全運動をはじめとする広報・啓発活動をととして、交通安全意識や交通マナーの向上に取り組むとともに、「三重県交通安全条例」において加入を義務づけた自転車損害賠償責任保険等について、若年層に対するSNS広告(76万回再生)や関係機関等との連携により、周知・啓発を行いました。
- ・三重県交通安全研修センターにおいては、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました(全利用者数3,377人、指導者養成・資質向上研修受講者1,127人、高齢者講習受講者292人、利用者の満足度96.8%)。
- ・高齢者の交通事故防止対策として、「運転免許証自主返納サポートみえ」の参加店舗数を令和4年度末に915店舗(前年度比+660店舗)へ増加させるとともに、高齢運転者の安全な運転継続につながるよう、先進安全自動車(先進安全技術を搭載した安全運転サポート車)への乗り換え等の普及啓発を行いました。

#### ② 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進

- ・「第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画」に基づき、関係機関・団体と連携し、「飲酒運転はしない、させない、許さない」という意識の定着を図るとともに、飲酒運転違反者に対してはアルコール依存症に関する診断の受診・勧告に加え、再勧告を行い、受診促進(令和4年度末現在48.3%。前年度比+7.2ポイント)を図り、再発防止の強化に努めました。

**③ 安全かつ快適な交通環境の整備**

・歩行者の安全を確保するため、摩耗した横断歩道(3,195本)の塗り替え、信号制御機(170基)を始めとする老朽化した交通安全施設等の更新・整備を進めました。また、視覚障がい者等が信号交差点を安全に横断できるよう歩行者支援システム(21か所)を整備しました。このほか、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しを進めるなど交通安全施設等の適正管理に努めました。

**④ 道路交通秩序の維持**

・交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえた、移動オービス等の活用による速度取締りに取り組んだほか、横断歩行者妨害違反、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進しました。

**2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価**

KPIの項目				関連する基本事業	
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
交通事故死者数					①
—	60人	100%	58人以下	53人以下	a
62人	60人		—	—	
飲酒運転事故件数					②
—	25件	59.5%	23件以下	16件以下	d
28件	42件		—	—	
横断歩道の平均停止率					④
—	50.0%	113.4%	60%以上	85%以上	a
45.8%	56.7%		—	—	

**3. 今後の課題と対応**

**基本事業名**

・令和5年度以降に残された課題と対応

**① 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進**

・県内の交通事故死者数は長期的には減少が続き、令和4年は、統計が残る昭和29年以降最少(60人)となったものの、未だに多くの尊い命が奪われていることから、県民の皆さんの交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、交通事故実態や道路交通法改正に伴う自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用努力義務化等をふまえ、四季の交通安全運動を中心とした広報・啓発の取組を、関係機関・団体と連携し推進します。また、自転車損害賠償責任保険等の加入義務化等について、SNS広告等の活用や関係機関と連携した広報・啓発に取り組むとともに、今後も、三重県交通安全研修センターにおいて、専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供するなど、年齢に応じた交通安全教育に取り組んでいきます。

・特に交通事故死者に占める割合の高い高齢者や自転車利用者等の交通弱者を対象に、参加・体験・実践型の啓発等を実施します。また、「運転免許自主返納サポートみえ」の充実と周知を図り、返納しやすい環境づくりに取り組みます。



② 飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進

・「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」の施行以降、関係機関・団体一体となったさまざまな取組により、飲酒運転事故件数は長期的に減少傾向を示してきましたが、令和4年は過去最少であった前年(28件)を大きく上回る結果(42件)となりました。このことから、令和5年「三重県交通安全県民運動実施要綱」の年間重点目標に「飲酒運転等の根絶」を再設定し、重点的に啓発を進めるとともに、規範意識の定着をさらに徹底するため、飲酒運転事故等の発生状況の分析をふまえながら、酒類を販売する店舗等における啓発ステッカーの掲示など、場面に応じた効果的な啓発を強化していきます。

③ 安全かつ快適な交通環境の整備

・交通の安全と円滑を図るため、老朽化した信号制御機、信号柱、LED化を含めた信号灯器の更新、歩行者用灯器の増灯や歩行者支援システムの整備、摩耗した横断歩道等道路標示の塗り替えを行うなど交通安全施設等の更新、整備を行います。また、道路交通環境の変化等により、実態に合わなくなった交通規制の見直しを進めるなど交通安全施設等の適正管理にも引き続き取り組みます。

④ 道路交通秩序の維持

・交通事故の発生実態等の高度な分析に基づいた効果的な交通指導取締りを行うなど、交通事故の抑止に取り組みます。特に、横断歩行者妨害違反や通学路・生活道路における速度違反、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度
予算額等	3,703	4,093
概算人件費	5,055	—
(配置人員)	(568人)	—



## 施策3-3 消費生活の安全確保

(主担当部局：環境生活部)

### 施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが消費生活に関する正しい知識を得て、商品やサービスを自主的かつ合理的に選択・利用できるよう、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育や啓発の取組が充実しています。また、トラブルに遭った場合でも、誰もが利用しやすい消費生活相談体制の構築が進んでいます。

### めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>自主的かつ合理的な消費活動に向け、出前講座の実施や SNS 等での情報発信、消費者啓発地域リーダーの活用など、世代に応じた消費者教育・啓発の取組が充実しています。しかし、講習等の実施学校数については、目標に届いていないため、教育委員会等との連携を一層強化して取り組んでいく必要があります。</p> <p>また、消費生活相談については、相談員の研修等による資質向上を図っており、あっせんにより消費者トラブルが解決につながるなど、利用しやすい相談体制の構築が進んでいます。</p>

[ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている ]

### 1. 基本事業の取組状況

#### 基本事業名

・令和4年度の主な取組

#### ① 自主的かつ合理的な消費活動への支援

- ・若年者を対象に、ラジオパーソナリティによる高校訪問(6校)や、県内の高校生が出演する啓発動画をSNSで発信するなど、当該世代が当事者意識を持てるような手法を活用し、契約の基礎知識等の周知を図りました。また、教育委員会等との連携により、学校に講師を派遣し、生徒・学生が直接、消費者トラブルへの対処法等を学ぶ「青少年消費生活講座」を実施しました。
- ・地域での高齢者等を対象とした啓発活動の担い手となる「消費者啓発地域リーダー」の養成講座を開催した結果、新たに9名の登録を得ました(登録者数計86名)。また、在宅の高齢者への取組としてガス検針票への周知文の掲載、牛乳配達時に啓発チラシの配付を行い、事業者と連携した普及啓発を推進しました。
- ・「みえエシカル消費\*普及セミナー」を開催(参加者78名)し、県民の皆さんにエシカル消費への理解を深めていただくとともに、行動変容につなげるきっかけとさせていただくことができました。また、エシカル消費啓発CMを制作し、SNS上で情報発信(表示回数約400万回、クリック数約3万7千回)を行うとともに、イベント等において、啓発チラシの配布を行うなどの情報提供を行いました。

#### ② 消費者被害の救済、適正な取引の確保

- ・県消費生活センターにおいて、1,793件の消費生活相談に対応し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等により、その解決・救済につなげました。また、市町の相談担当者からの相談(市町ホットライン)に対して助言を行いました。
- ・国民生活センターが主催する研修会等に県の消費生活相談員を派遣するとともに、県・市町の相談員等を対象とした勉強会を毎月1回(計12回)開催し、相談員の資質向上を図りました。また、市町の相談員の確保に向け、「三重県消費生活相談員人材バンク」の活用を促し、人材確保を支援しました。

・「特定商取引に関する法律」に基づき2件(うち1件は近隣県と合同)の指導を行うとともに、事業者面談を73件行いました。また、「不当景品類及び不当表示防止法」の規定に基づいた適正な表示がなされるよう、調査を24件、指導を1件行いました。

## 2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価

KPIの項目					関連する基本事業
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用した人の割合					①②
—	79.3%	95.5%	80.3%	83.3%	b
78.3%	75.7%		—	—	
消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合					②
—	92.0%以上	100%	92.0%以上	92.0%以上	a
88.9%	93.5%		—	—	
講習等の実施学校数(累計)					①
—	47校	65.6%	78校	170校	d
15校	36校		—	—	

## 3. 今後の課題と対応

### 基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

#### ① 自主的かつ合理的な消費活動への支援

- ・令和4年4月に施行された民法の成年年齢の引下げをふまえ、若年者向けの消費者教育・啓発を一層効果的に行うため、教育委員会等との連携をより密接に行い、「青少年消費生活講座」を開催するとともに、若年者の参画を得るなど当事者意識を持てるような手法を活用したラジオやSNS等による啓発に取り組みます。
- ・市町における高齢者等の見守り体制の充実に向けた取組を支援していく必要があるため、地域リーダーの新規養成を進めるとともに、既存の地域リーダーに対してフォローアップ研修を開催します。
- ・消費者庁の調査によると、人や社会、環境に配慮した消費活動であるエシカル消費の認知度がまだ低く、その普及啓発を図っていく必要があるため、セミナー等を開催するとともに、SNSや県ホームページ等を活用して啓発を行います。

#### ② 消費者被害の救済、適正な取引の確保

- ・県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上に取り組む必要があるため、国民生活センターの研修等の活用、勉強会の開催により相談員の資質向上を図るとともに、顧問弁護士による法律相談を実施します。
- ・適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、「特定商取引に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法」等に基づき、的確に事業者を監視・指導するとともに、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度
予算額等	71	79
概算人件費	125	—
(配置人員)	(14人)	—

# 施策4-1 脱炭素社会の実現

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

## 施策の目標

(めざす姿)

環境への負荷が少ない持続可能な脱炭素\*社会の実現に向けて、2050年までに県域からの温室効果ガス\*の排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ2050みえ」の推進などを通じて、県民一人ひとりや事業者等のさまざまな主体による環境配慮や環境経営、地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応などの取組が進んでいます。

## めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	<p>脱炭素社会の実現に向けて、「三重県地球温暖化対策総合計画」(以下「総合計画」)を改定し、挑戦的な温室効果ガス削減目標を掲げ、具体的な取組を示しました。</p> <p>また、企業の脱炭素経営の取組への支援や事業者と連携した省エネ家電の購入促進など、県民一人ひとりや事業者等のさまざまな主体による環境配慮や環境経営などの取組が進んでいます。</p> <p>さらに、子どもから大人まであらゆる主体を対象とした環境教育・環境学習に係る講座やイベント等を開催し、地球温暖化の緩和をはじめ、環境に配慮した行動に自ら取り組む人づくりが進んでいます。</p>
〔 A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている 〕	

## 1. 基本事業の取組状況

### 基本事業名

・令和4年度の主な取組

### ① 気候変動の緩和の取組の促進

- ・国の「地球温暖化対策計画」改定をふまえ、令和5年3月に総合計画を改定し、県域から排出される温室効果ガスを、2030年度において2013年度比47%削減、県の事務事業により排出される温室効果ガスを52%削減とする目標を掲げ、削減に向けた具体的な取組を示しました。
- ・「みえ省エネ家電購入応援キャンペーン」を開始し、497事業所を、県とともに省エネ家電の普及促進に取り組む「みえ省エネ家電推進協力店舗」に登録しました。
- ・「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度の対象事業所のうち104事業所に対して、計画書の進捗状況や脱炭素への取組状況等について個別にヒアリング調査等を実施し、産業部門の温室効果ガスの削減に取り組みました。
- ・県内企業等における脱炭素経営を促進するため、県内の中小企業4社にアドバイザーを派遣するなど、温室効果ガス排出量の見える化や削減目標の設定などを支援しました。
- ・低炭素な取組について先進事例を学び、情報交換を行うため、市町等と「低炭素なまちづくりネットワーク会議」を開催し(5月および12月)、国の動向、地方公共団体が活用できる支援策、総合計画の改定、県と市町の連携した取組等について情報共有や意見交換を行いました。
- ・本庁舎、地域庁舎(桑名、伊勢、尾鷲)、県営サンアリーナに設置した電気自動車用充電器を運用し、EV、PHV等の利便性を高めるとともに、来庁者等へのサービス向上と次世代自動車の普及啓発を図りました。

### ② 気候変動適応の取組の促進

- ・三重県気候変動適応センターと連携し、地球温暖化による気候変動やその影響について情報収集や分析、情報発信を行い、県民の皆さんや事業者等の気候変動適応の取組を促進しました。

・地球温暖化による気候変動やその影響について理解を促進するため、津地方气象台と連携して三重県気候講演会を開催するなど普及啓発を行いました(参加者591人)。

### ③ 環境教育・環境学習の推進

・地球温暖化等の環境問題を自分ごととして捉え、自ら行動する人づくりに向けて、三重県環境学習情報センターにおいて、学校等の見学や子どもから大人までが体験や工作等を通じて環境や自然に対する意識を高め、地域の活動につなげるための環境講座、出前講座を開催しました。また、環境学習地域リーダー養成講座を開催し、広く環境に関する知識を身につけ、地域で環境学習の推進を担える人材を育成しました(環境講座等498回、参加者18,877人)。  
 ・三重県地球温暖化防止活動推進センターを拠点として、三重県地球温暖化防止活動推進員が実施する出前講座やイベント等の地球温暖化防止に係る普及啓発活動を支援し、温室効果ガス削減活動の推進を図りました(出前講座等228回、参加者11,616人)。

### ④ 事業者による環境配慮の促進

・大規模な風力発電や太陽光発電の開発事業等、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、環境に与える負荷をできるだけ回避・低減し、環境の保全に十分に配慮して行われるよう、事業者に対して指導を行いました。また、「三重県環境影響評価条例」の対象事業に風力発電所を追加するため、同条例施行規則を改正し、令和4年10月1日に施行しました。

## 2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価

KPIの項目					関連する基本事業
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県域からの温室効果ガス排出量(千 t-CO <sub>2</sub> )					①②③④
—	23,146 千 t-CO <sub>2</sub>	100.1%	22,376 千 t-CO <sub>2</sub> (令和3年度)	20,066 千 t-CO <sub>2</sub> (令和6年度)	a
23,916 千 t-CO <sub>2</sub> (令和元年度)	23,117 千 t-CO <sub>2</sub> (令和2年度)		—	—	
脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数(累計)					①
—	60 事業所	1224.4%	525 事業所	540 事業所	a
19 事業所 (令和3年度)	521 事業所		—	—	
環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計)					③
—	15,000 人	203.3%	30,000 人	75,000 人	a
—	30,493 人 (令和4年度)		—	—	

### 3. 今後の課題と対応

#### 基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

#### ① 気候変動の緩和の取組の促進

- ・脱炭素社会の実現に向け、総合計画の温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、県民、事業者、市町等さまざまな主体と連携し、県全体で取組を推進する必要があることから、自家消費型の太陽光発電施設の導入促進、省エネ家電利用促進や再配達防止などのCOOL CHOICE\*を推進します。
- ・産業・業務部門の温室効果ガス排出削減を促進するため、地球温暖化対策計画書制度の対象となる各事業所にアドバイザーを派遣し、取組状況の確認や国の補助制度等の情報提供、助言を行うことで、事業者の自主的な取組を一層促進します。また、脱炭素経営に取り組む意欲のある中小企業等に対しては、中長期的にパリ協定の求める水準の温室効果ガス排出削減目標を設定する脱炭素経営の取組等の支援を行います。
- ・県自らも温室効果ガス排出削減に積極的に取り組む必要があるため、県有施設へ自家消費型太陽光発電施設とEVを導入し、使用電力の脱炭素化とEVの運行に太陽光発電の電力を活用するゼロカーボンドライブを推進します。また、「三重県脱炭素社会推進本部」において、庁内で情報を共有するとともに、関係部署と連携・調整を図ることで全庁的に目標達成に向けた取組を推進します。

#### ② 気候変動適応の取組の促進

- ・気候変動による自然災害や農林水産業等への影響を回避・軽減する適応の取組を進めるため、引き続き、三重県気候変動適応センターと連携し、気候変動やその影響について、情報の収集や分析、情報発信を行うとともに、県内の気候変動影響に関する情報を取りまとめた「三重県気候変動影響レポート」や情報誌を作成し、広く県民の皆さん等に提供することで、それぞれの主体における気候変動適応の取組を促進します。

#### ③ 環境教育・環境学習の推進

- ・環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向けて、県民の皆さんの行動変容を促していくため、引き続き、三重県環境学習情報センター等において、知識だけでなく、体験を通じて、環境問題への気づき、環境配慮への行動を促進するような環境教育・環境学習に取り組みます。

#### ④ 事業者による環境配慮の促進

- ・環境に与える負荷を低減し、持続可能な社会を構築するため、再生可能エネルギーの導入等の大規模な開発事業等が環境の保全に十分に配慮して行われるよう、事業者に対して適切な指導を行っていきます。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度
予算額等	859	1,231
概算人件費	125	—
(配置人員)	(14人)	—





## 施策4-2 循環型社会の構築

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

### 施策の目標

(めざす姿)

持続可能な循環型社会の構築に向け、さまざまな主体による「3R+R」の取組が定着し、事業者による主体的な資源循環の取組が進み、循環関連産業の振興が図られるとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に向けた取組が推進されています。また、廃棄物の適正処理や不法投棄の未然防止に向けた取組が進み、廃棄物処理に対する県民の皆さんの安心感が高まっています。

### めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>廃棄物の再生利用の状況は横ばいとなっており、引き続き、さまざまな主体による「3R+R」や循環関連産業の振興に向けた取組を進める必要がありますが、プラスチックごみ対策や食品提供システム「みえ〜」の運用拡大による食品ロス削減など、社会的課題の解決に資する資源循環の取組は進んでいます。</p> <p>また、PCB廃棄物や建設系廃棄物の適正処理の取組の強化を図るとともに、過去の不適正処理事案について行政代執行を終了するなど、廃棄物処理の安全・安心の確保に向けた取組が着実に進んでいます。</p>

[ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている ]

### 1. 基本事業の取組状況

#### 基本事業名

・令和4年度の主な取組

#### ① パートナーシップで取り組む「3R+R」

- ・市町や関係団体と連携し、市町のごみ分別アプリを活用するなど(延べ45件/年)、さまざまな機会をとらえて資源循環に資する普及啓発に取り組みました。
- ・「資源のスマートな利用」を推進するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」により、事業者の自主的な取組を促進しました(1,262事業所)。

#### ② 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

- ・産業廃棄物排出事業者や産業廃棄物処理業者による産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化に資する研究開発や設備機器の設置等に係る経費の一部を助成する制度を拡充し運用しました(補助件数6件/年)。
- ・循環関連産業の振興を図るため、新たに人材育成、DX\*推進、新規事業支援に取り組みました。
- ・地球温暖化対策に資する資源の循環的利用が一層進むよう「三重県産業廃棄物税条例」を改正しました。

#### ③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

- ・廃棄物処理の安全・安心を確保するため、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理に取り組みました。
- ・大規模災害時に発生する災害廃棄物を速やかに処理できるよう、市町や関係団体と連携し、図上訓練や研修会を実施するなど、人材育成に取り組みました。
- ・不法投棄等を根絶するために、新たにICTを活用した効率的・効果的な監視指導方法を検討しました。また、建設系廃棄物は解体工事に伴って排出されることから、排出事業者の意識向上に資する取組や解体工事に係る法令を所管する関係機関等との連携を進めています。

・過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去等を行っていた4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)については、環境修復を終了し、安全・安心を確保しました。

#### ④ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

・プラスチックごみ対策については、光学選別によるマテリアルリサイクルの実証事業を行いました。また、県民の皆さんが楽しみながらできる散乱ごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用した「楽しくひろって三重をきれいに！三重の環境美化プロジェクト」を実施しました。  
 ・食品ロス削減については、食品提供システム「みえ〜」の運用拡大(登録78事業所、提供12,671kg)を図るとともに、フードシェアリングサービス導入のモデル事業を実施(4市)しました。

#### ① 人材育成とICTの活用

・「資源循環セミナー」等を開催し、循環関連産業における脱炭素\*化やICTの活用を促進しました(1月開催、参加者約250人/年)。  
 ・電子マニフェストシステムの実務的な操作方法を習得する研修会を開催し(15事業者/年)、ICTを活用できる人材を育成しました。さらに、みえ産廃申請案内チャットボットの導入や電子申請窓口の拡大等、手続きのDXを推進しました。

## 2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価

KPIの項目					関連する基本事業	
令和3年度	4年度		5年度	8年度		
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	4年度の 評価	
廃プラスチック類の再生利用率					①②④	
—	63% (令和3年度)	96.2%	65% (4年度)	73% (7年度)	b	
61.3% (2年度)	60.6%		—	—		
カーボンニュートラル*等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数(累計)					④	
—	100事業者	223.1%	150事業者	300事業者	a	
61事業者	148事業者		—	—		
適正に管理されないおそれのあるPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理に関する指導率					③	
—	100%	100%	100%	100%	a	
92%	100%		—	—		
建設系廃棄物の不法投案件数					③	
—	10件以下	90.9%	10件以下	10件以下	b	
12件	11件		—	—		

### 3. 今後の課題と対応

#### 基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

#### ① パートナーシップで取り組む「3R+R」

・県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識をさらに高め、行動につなげてもらうため、「3R+R」に役立つ情報を市町と共有し、連携して発信していきます。また、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」の更なる普及に取り組みます。

#### ② 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

・廃棄物の「3R+R」を促進するため、産業廃棄物税を活用した産業廃棄物の発生抑制、循環的利用、地球温暖化対策等に取り組む県内事業者に対する経費の助成等や、セミナー等を通じた人材育成、DXの推進、新規事業支援等による循環関連産業の振興に向けた取組を進めます。

#### ③ 廃棄物処理の安全・安心の確保

・排出事業者責任の徹底に向けて、引き続き、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、関係機関と連携し、産業廃棄物処理業者の優良認定の取得を促進します。ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については処分期間内に適正処理されるよう、PCB特別措置法に基づく指導等を徹底します。

・災害廃棄物については、大規模災害時においても適正かつ円滑に処理されるよう、市町や関係団体と共に仮置場の設置・運営の実地訓練を行うなど、現場対応力を高める人材育成に取り組めます。

・産業廃棄物の不法投棄等に対しては、監視カメラや不法投棄通報システム等を積極的に活用した的確かつ効率的な監視・指導を行うほか、引き続き、自動運用型ドローンによる監視手法の検討に取り組めます。また、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物については、建設(解体)工事の元請業者に対する研修会の開催等による排出事業者等の意識向上に資する取組を進めます。

・行政代執行を終了した4事案について、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するため、モニタリング等の実施により、安全・安心を確保します。

#### ④ 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

・プラスチックの使用削減に向けた取組を進めるとともに、マテリアルリサイクルの促進を図るため、排出事業者が容易に参加でき、リサイクル事業者が効率的にプラスチックを確保できるオンライン上のマッチングシステムを構築します。また、海洋プラスチックごみ対策として、楽しみながらできる取組を通じて継続的な散乱ごみ対策に取り組めます。

・食品ロスの削減対策をさらに進めていくため、引き続き、関係団体等と連携し、三重県食品提供システム「みえ〜」等の運用拡大に取り組めます。

・新たに廃棄処理が懸念される太陽光パネルや蓄電池等の製品について、関連産業の振興および循環的利用に係る体制構築に向け、処理実態や将来の排出見込み等の把握に取り組めます。

#### ⑤ 人材育成とICTの活用

・事業者等を対象に、資源の循環的な利用やICTの活用を促進するため、「資源循環セミナー」等を開催します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度
予算額等	3,498	1,116
概算人件費	703	—
(配置人員)	(79人)	—



## 施策4-4 生活環境の保全

(主担当部局：環境生活部環境共生局)

### 施策の目標

(めざす姿)

安全・安心で快適な生活を営める環境の保全に向け、事業者のコンプライアンス意識の醸成が図られるとともに、さまざまな主体による環境保全活動が拡大しています。また、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策が進んでいます。

### めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>工場等に対する立入検査や指導等により事業者のコンプライアンス意識が浸透しています。一方、大気環境や水環境における環境基準の達成割合は高い水準ではあるものの、目標値を下回りました。</p> <p>また、関係機関との連携により生活排水処理施設の整備率が向上するとともに、「きれいで豊かな海」をめざした第9次水質総量削減計画を策定し、総合的な水環境改善対策の取組が進んでいます。</p> <p>さらに、水環境の保全活動への参加者が増加するなど、さまざまな主体による環境保全活動が拡大しています。</p>
〔 A 順調      B おおむね順調      C やや遅れている      D 遅れている 〕	

### 1. 基本事業の取組状況

#### 基本事業名

・令和4年度の主な取組

#### ① 大気・水環境等の保全

- ・大気、水質の対象工場等や土砂等の埋立て場所等への立入検査を行い、排出基準等の遵守を確認するとともに、コンプライアンスを徹底するよう指導しました。
- ・良好な環境を確保するため、大気環境や水環境の常時監視等による環境基準等の適合状況を確認したところ、多くの地点で達成していました。

#### ② 生活排水処理施設の整備促進

- ・関係機関と連携し、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいた生活排水処理施設の整備を促進しました(整備率:89.100%(速報値集計中))。
- ・合併処理浄化槽への転換を促進するため、県費による浄化槽設置促進事業補助金については、市町からの要望を受け、補助の対象や基準額を見直しました。

#### ③ きれいで豊かな海の再生

- ・「きれいで豊かな海」の実現に向け、令和4年10月に第9次水質総量削減計画を策定し、農林水産部、県土整備部等と連携し、県内の流域下水処理場における栄養塩類管理運転の試行とその効果の検証、生物生産に適正な栄養塩類等に関する四日市大学や研究機関等との共同研究、松阪市地先における干潟・浅場造成に向けた調査・設計の実施、県民の皆さんに向けた事業成果の情報発信等について取り組み、進捗管理を行いました。

#### ④ 海岸漂着物対策の推進

- ・「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸漂着物の発生抑制対策や回収・処理の取組を推進しました。
- ・伊勢湾流域圏で効果的な対策を実施するため、複数自治体による広域的な地域計画の策定に向けて検討を進め、素案を作成しました。

2. KPI（重要業績評価指標）の達成状況と評価					
KPIの項目					関連する基本事業
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
環境基準達成率					①
—	94.3%	94.9%	95.2%	98.1%	b
90.5%	89.5%		—	—	
生活排水処理施設の整備率					②
—	89.3%	99.8% 未確定	90.3%	93.1%	b 未確定
88.2%	89.1%（速報 値）集計中 （5月下旬）		—	—	
「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数					③
—	4取組	150%	5取組	7取組	a
3取組	6取組		—	—	
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数					④
—	18,500人	125.7% （仮）	19,500人	24,000人	a
17,496人	23,252人 （仮）		—	—	

3. 今後の課題と対応
<b>基本事業名</b> ・令和5年度以降に残された課題と対応
<b>① 大気・水環境等の保全</b> ・令和4年度は、健康に影響を与える光化学スモッグ*予報の発令は0件であり、大気環境はおおむね良好な状態を維持しています。今後も大気常時監視等を継続し、大気汚染物質の濃度が上昇した際には予報等の発令による注意喚起を行います。また、工場等への立入検査を行い、コンプライアンスの徹底を指導します。 ・河川や海域における環境基準達成率は、近年改善傾向にあります。伊勢湾では、毎年、広範囲で貧酸素水塊が発生している状況であり、調査研究を行います。また、工場等への立入検査を行い、コンプライアンスの徹底を指導します。
<b>② 生活排水処理施設の整備促進</b> ・生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、令和3年度末の整備率は全国平均の92.6%と比較すると88.2%と低い状況であるため、引き続き、補助制度を活用した合併処理浄化槽への転換を促進し、整備率の向上に努めます。
<b>③ きれいで豊かな海の再生</b> ・良好な水質と生物生産性が調和両立した「きれいで豊かな海」の実現に向け、総合的な水環境改善に取り組んでいく必要があることから、引き続き、関係機関との連携を強化し、流域下水処理場における栄養塩類管理運転、生物生産に適正な栄養塩類等に関する調査研究、藻場・干潟等生物生息場の保全に関する取組等の進捗管理を実施していきます。

#### ④ 海岸漂着物対策の推進

・伊勢湾流域圏での効果的な海岸漂着物対策を進めるためには、引き続き、行政だけでなくNPOや民間団体等のさまざまな主体が連携し、内陸域を含めた広域的な発生抑制対策を推進していくことが重要であるため、伊勢湾流域圏の複数自治体による広域的な地域計画を令和5年度中に策定します。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度
予算額等	25,732	33,087
概算人件費	1,050	—
(配置人員)	(118人)	—





# 施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

(主担当部局：環境生活部)

## 施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を發揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

## めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>県開催の人権啓発イベント等への参加者数や県人権センターの利用者数は、わずかに目標に達しなかったものの、人権教育の成果が目標を達するとともに、令和4年度に実施した人権に関するアンケート調査では、「人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合」が高まっているなど、県民の人権意識の向上に一定つながったと考えられます。</p> <p>また、相談体制については、令和5年度の改正条例の全面施行に向け、運用方針(実務マニュアル)の作成や県人権センターへアドバイザーを配置する準備を行うなど相談体制を構築しました。</p>

[ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている ]

## 1. 基本事業の取組状況

### 基本事業名

・令和4年度の主な取組

#### ① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権が尊重されるまちづくりや人権啓発の施策を推進しました。
- ・県人権センターでの展示や、テレビ・ラジオやインターネット等を通じた啓発、街頭啓発、イベント・講座の開催など、多様な手段と機会を通じて、広く人権に関する知識や情報を提供しました。
- ・人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を調査し、県ホームページ等で情報を発信するとともに、自治会等で開催される研修会へ講師を派遣(28回)するなど、地域での取組の促進を図りました。
- ・新型コロナに係る偏見・差別、誹謗中傷等の人権侵害を未然に防止するため、知事メッセージ(ラジオ、ショッピングセンター等での放送)により、正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけました。

#### ② 人権教育の推進

- ・自他の人権を守るための実践行動ができる力を育むため、個別的な人権問題に対する学習等の研究を行い、その成果の普及を図りました。
- ・複数校の生徒が合同で人権について学習したり、各学校の人権学習で学んだことを発表し、交流したりする機会を創出しました。
- ・人権問題に関する教職員意識調査の分析結果をとりまとめた報告書を作成しました。

#### ③ 人権擁護の推進

- ・人権相談窓口において関係機関と連携しながら、人権に係るさまざまな相談に対応するとともに、県内相談機関の相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、資質向上に取り組ましました。

・インターネット上の差別的な書込みを早期に発見し、削除要請等の対応を行うネットモニタリング事業を実施しました。また、SNSで、ネット利用者に直接働きかけるターゲティング広告を実施し、差別的な書込みの未然防止に向けた取組を実施しました。

## 2. KPI（重要業績評価指標）の達成状況と評価

KPIの項目				関連する基本事業	
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数					①
—	40,400人	95.9%	41,800人	46,000人	b
39,312人	38,754人		—	—	
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合					②
—	89.5%	104.0%	92.1%	100%	a
86.9%	93.1%		—	—	
人権に係る相談体制の充実に向けた取組					③
—	相談体制の充実 に向けた検討	達成	相談体制の 充実	相談体制の 充実	a
相談体制の確保	相談体制の構築		—	—	

## 3. 今後の課題と対応

### 基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

#### ① 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進

- ・県民の皆さんの人権意識は高まりつつありますが、誤った知識や偏見等による差別や人権侵害は未だに発生しています。このため、啓発ポスターの作成やテレビ・ラジオでのスポット放送を行うとともに、人権メッセージの募集といった「県民参加型の啓発」や、被差別当事者等による講演会、絵本の読み聞かせなどの「感性に訴える啓発」等、効果的な手法や開催方法を工夫し、人権啓発の推進に取り組めます。
- ・学習会や講演会等に一度も参加したことのない方に参加してもらえよう、講演会のオンライン開催や社会的関心の高まった事象をテーマにした学習会等を開催するとともに、地域の学習会に講師を派遣します。
- ・国や市町、さまざまな主体と連携・協働し、県民一人ひとりが、人権問題を自らの問題としてとらえ、人権が尊重される社会づくりに主体的に取り組んでいけるよう、人権啓発の取組を一層推進していきます。

#### ② 人権教育の推進

- ・人権教育の取組を通じて、多くの子どもたちが人権を守るための行動をしたいと考えるようになった一方で、人権問題によって学習の実施状況に差がみられることから、効果的な学習方法等を紹介する資料を作成します。
- ・人権問題を解決するための手段に関する考え方など、人権問題に関する教職員意識調査から明らかになった課題をとらえ、教職員研修の充実を図ります。
- ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」(以下「条例」)をふまえ、学校における人権教育を一層推進するため、三重県人権教育基本方針を改定します。

### ③ 人権擁護の推進

- ・人権相談の内容が多様化・複雑化していることから、相談機関の相談員等を対象とした研修等を実施し、資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを充実し、相談窓口相互の連携を強化します。また、条例をふまえ、県の相談体制の充実を図るとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制づくりに取り組みます。
- ・条例で新たに規定された基本理念や人権問題をめぐる状況の変化をふまえ、人権施策基本方針および行動プランを改定します。
- ・SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書込みについては、瞬時に広範囲にわたって流布されることから、引き続き、モニタリングを実施し、差別的な書込みを早期に発見し、削除要請するなど拡散防止に努めます。また、差別的な書込みの未然防止のための啓発動画を新たに作成し、テレビCM等により幅広く周知・啓発します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度
予算額等	1,115	575
概算人件費	694	—
(配置人員)	(78人)	—



## 施策 12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進

(主担当部局：環境生活部)

### 施策の目標

(めざす姿)

あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大、性の多様性を認め合う環境づくりなどに向けて、企業等さまざまな主体による取組が進んでいます。また、DV\*や性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援等が進んでいます。

### めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
B	<p>女性活躍に向けた職場環境づくりに取り組む県内企業が増加するとともに、「三重県パートナーシップ宣誓制度」のサービス利用先が広がるなど、さまざまな主体による女性活躍や性の多様性を認め合う取組が進んでいます。</p> <p>また、コロナ禍で不安を抱える女性への相談体制を強化するとともに、性暴力の根絶に向けた取組や学校と連携するなど被害者支援に向けた取組を進めました。一方で「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度向上等に向けた取組が目標に達していないことから、誰にも相談できず悩み苦しんでいる被害者を「よりこ」の相談支援につなげられるよう一層注力していく必要があります。</p>

[ A 順調 B おおむね順調 C やや遅れている D 遅れている ]

### 1. 基本事業の取組状況

#### 基本事業名

・令和4年度の主な取組

#### ① 男女共同参画の推進

- ・コロナ禍で不安等を抱える女性の相談支援につなげるため、県男女共同参画センター「フレンテみえ」における女性相談の体制強化やサポート講座の開催、生理用品の配布などを実施しました(女性のための総合相談:相談員1名増、心理相談月2回開設)。
- ・県民の皆さんの男女共同参画意識の向上を図るため、「フレンテみえ」において、男女共同参画フォーラムをはじめ各種講演会や講座を開催しました(主な講演会 令和4年4月:379名参加、令和5年3月:766名参加)。

#### ② 職業生活における女性活躍の推進

- ・女性が活躍できる環境整備に向けて、県内企業・団体等で構成する「女性の活躍推進三重県会議」等と連携し、企業の取組促進を図りました(令和5年3月末 会員数576団体)。
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、専門アドバイザーを派遣し、常時雇用労働者数100人以下の県内企業に対し、一般事業主行動計画策定を支援しました(支援数7社)。
- ・女性のキャリアとライフの両立をテーマに、職場環境の改善を検討・提案するグループワーク(「みえ働くサステナラボ」とその成果発表会を実施しました(グループワーク参加企業 17社 26名、成果発表会 121名参加)。

#### ③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・「よりこ」において、SNSや電話相談、病院への付添支援、心理的カウンセリングなど、被害者に寄り添った支援を関係機関と連携しながらワンストップで実施しました。令和4年度の相談件数は、過去最多の658件(前年度比+21件)となりました。
- ・「よりこ」の認知度向上および性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げ、予防教育やその根絶に向けた取組について説明する出前講座を実施しました(令和4年度 268名受講)。

- ・性被害を受け孤立している子どもを早期に発見し、学校と「よりこ」をはじめとする関係機関が双方から適切に支援できる体制を整えるため、「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」を作成し、県内全ての教職員約1万5,500人(603校)へ配付しました。
- ・女性相談員の対応力強化のため、一時保護の初期対応手順など実践的な研修(年3回)を行いました。
- ・DVと児童虐待は密接に関連していることから、一時保護されたDV被害者と同伴する子どもへの支援を充実させるため、関係機関との連絡調整などを行う同伴児連絡調整員を女性相談所に1名配置し、児童相談所との連携を強化しました。

#### ④ ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

- ・ダイバーシティに関する理解・行動の促進のため、県民等を対象としたワークショップを開催するとともに、行動のヒント集を作成し、ホームページで発信しました(ワークショップ4回延べ110名参加)。
- ・性の多様性への理解や環境づくりが進むよう、県民向けに映画&トークショー形式の啓発イベントの開催や、企業を対象とした研修会を実施するとともに、性の多様性に関する悩み等への電話・SNS相談(「みえにじいろ相談」)、当事者等の交流会を実施しました。  
(啓発イベント 137名参加)  
(企業向け研修2回 12月(雇用経済部と共催) 70名参加、令和5年2月 32名参加)
- ・パートナーシップ宣誓制度の利便性の向上を図るため、市町・民間企業と連携し、利用できるサービスの拡充を図るとともに、令和5年1月に茨城県との間で、宣誓者の転居時の手続きを簡素化する連携協定を結びました。

## 2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価

KPIの項目				関連する基本事業	
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数100人以下の団体数					②
—	401 団体	97.5%	426 団体	501 団体	b
376 団体	391 団体		—	—	
「～性犯罪・性暴力をなくそう～ よりこ出前講座」の受講者数(累計)					③
—	2,100 人	62.2%	2,600 人	4,100 人	d
1,669 人	1,937 人		—	—	
「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに掲載している団体数(累計)					④
—	110 団体	130%	120 団体	150 団体	a
100 団体	113 団体		—	—	

## 3. 今後の課題と対応

### 基本事業名

- ・令和5年度以降に残された課題と対応

#### ① 男女共同参画の推進

- ・「フレンテみえ」の女性相談件数は、コロナ禍の影響により令和2年度以降高止まりしていることから、引き続き、女性のための総合相談やサポート講座を実施し、さまざまな不安や悩みを持つ女性の心の負担の軽減に取り組みます。

・男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方が浸透するよう、講演会の開催などをおして一層の普及啓発に取り組みます。

#### ② 職業生活における女性活躍の推進

・職業生活においてリーダー層の女性割合は未だ低く、女性が希望に応じた働き方ができるよう、意識改革や女性の人材育成・登用などに向けた職場の環境整備を図ることが必要です。引き続き、「女性の活躍推進三重県会議」への加入促進や、県内企業の多くを占めている常時雇用労働者数100人以下の企業に対する一般事業主行動計画の策定支援、グループワーク等を通じた企業の取組支援を行います。

#### ③ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

・増加する相談件数、多様化する被害者ニーズに的確に対応しつつ、誰にも相談できず悩み苦しんでいる被害者を「よりこ」の支援につなげていく必要があります。このため、相談時間の延長（令和5年4月から1時間）やSNS相談の継続、連携協力病院の拡充等、相談体制の強化とともに、予防の観点も取り入れ、SNS等を活用したターゲットを絞った広報啓発、教職員等の性暴力被害対応力の向上に取り組みます。

・「よりこ」の認知度向上および性犯罪・性暴力被害者支援の輪を広げるため、「よりこ」の出前講座について、警察等と連携し、より幅広い周知・啓発による受講者数の増加に取り組みます。

・DV被害者に対して適切な相談対応や支援を行うため、相談員の対応スキル向上を目的とした外部アドバイザーによる事例検討や研修を実施します。また、心理的ケアが必要なDV相談者や一時保護者への対応については、精神科医からの助言も受けながら相談支援の充実を図ります。

・DVが起こらない社会の構築に向けた周知・啓発を進めるため、インターネット広告を活用した啓発や相談窓口の周知に取り組みます。

・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されたことにもない、DV被害のほか、女性をめぐるさまざまな課題の解消に向け、「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定します。

#### ④ ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

・ダイバーシティに関する県民の皆さんの理解や行動が広がるよう、ワークショップの開催を通じた啓発等の取組を進めます。

・性の多様性を認め合う環境づくりを進めるため、啓発イベントや研修を開催し、県民・企業の理解促進を図ります。また、電話・SNS相談や交流会の実施など相談しやすい環境を整備するとともに、市町・民間企業と連携し、パートナーシップ宣誓制度で利用できるサービスの拡充等に取り組みます。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度
予算額等	3,515	218
概算人件費	169	—
(配置人員)	(19人)	—





## 施策 12-3 多文化共生の推進

(主担当部局：環境生活部)

### 施策の目標

(めざす姿)

外国人住民が安全で安心して生活でき、多様な文化的背景の人びとが、対等な関係のもとで互いの文化の違いを認め合う地域社会づくりに向け、さまざまな主体間のネットワークが強化され、外国人住民への情報提供や相談対応が充実することで、外国人住民が抱える生活、就労、教育等の課題の解決が図られています。

### めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	<p>地域日本語教育に関わるさまざまな主体が、情報掲載サイト「三重県日本語教育プラットフォーム」および LINE アカウント「Mie にほんご LINE」を通じて情報交換や情報伝達を行うなど、各主体間の連携が進んでいます。</p> <p>また、「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)において、外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付けるとともに、対応言語の充実や弁護士等の専門相談を実施するなど、必要な情報の提供や相談対応を充実させました。</p>
<p>[ A 順調      B おおむね順調      C やや遅れている      D 遅れている ]</p>	

### 1. 基本事業の取組状況

#### 基本事業名

・令和4年度の主な取組

#### ① 多文化共生社会づくりへの参画促進

- ・多文化共生に係る課題や方向性等についての協議・検討を行うため、多文化共生に係る有識者や支援団体、外国人住民等と意見交換や情報共有を行いました(三重県多文化共生推進会議 2回、三重県外国人住民会議 2回、三重県市町多文化共生ワーキング 10回、みえ多文化共生地域協議会 1回)。
- ・国際交流員(英語圏2名・ブラジル1名)が学校や地域を訪問し、多文化共生の社会づくりに向けた啓発活動や、「やさしい日本語」の普及活動を行いました。実施後のアンケートでは、全ての参加者から「大変よかった」「よかった」と回答があり、高い評価を得ています(出前授業 38回、やさしい日本語講座 13回)。

#### ② 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

- ・外国人住民の地域社会への参画を進めるため、生活していく上で必要となる基本的な情報を、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)により、7言語(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語、日本語)で迅速に提供しました(情報提供数:71件、年間ページビュー数:154,261件)。
- ・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)では、11言語(日本語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語)で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しました。加えて、外国人住民のニーズをふまえ、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するなど、相談体制の充実を図りました(一般相談件数:1,696件 専門相談件数:56件)。
- ・災害等の緊急時においても外国人住民への支援が行き届くよう、市町と連携し、外国人防災リーダー育成研修や、外国人住民の避難所への受入訓練、多言語による図上訓練を実施しました(防災リーダー研修:27名参加 避難所運営訓練:33名参加 図上訓練:86名参加)。

- ・外国人住民の日本語習得機会の提供につなげるため、日本語教室で活動するボランティアの育成セミナーや、「親子のためのオンライン日本語教室」等を開催しました(ボランティア育成セミナー:24名参加、オンライン日本語教室:2回開催 11組28名参加)。
- ・令和4年11月から、外国人住民のサポートに役立つ情報を掲載するサイト「三重県日本語教育プラットフォーム」および日本語教育に携わる団体間の連携を促す「Mie にほんご LINE」の運用を開始し、市町や日本語教室、外国人を雇用する企業等との連携強化を図っています。また、サイトの運用開始にあわせ、「地域日本語教育体制づくりフォーラムみえ」を開催し、日本語教育の体制整備に係る機運を醸成するとともに、サイトの活用促進を図りました(フォーラム:日本語教育関係者 33名参加)。

## 2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価

KPI の項目				関連する基本事業	
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数 (累計)					①
—	59 団体	106%	86 団体	137 団体	a
9 団体	62 団体		—	—	
外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組					②
—	相談窓口の 充実	達成	相談窓口の 充実	相談窓口の 充実	a
相談窓口の 確保	相談窓口の 充実		—	—	

## 3. 今後の課題と対応

### 基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

#### ① 多文化共生社会づくりへの参画促進

- ・外国人住民と日本人住民が互いに認め合い、尊重しながら、ともに地域社会を築いていくという意識を醸成するため、「三重県多文化共生推進会議」や「三重県外国人住民会議」等を通じ、多文化共生に係る課題や方向性等について協議・検討を行うとともに、国際交流員による多文化共生の社会づくりに向けた啓発等を行います。
- ・地域における多文化共生を計画的かつ総合的に推進するため、有識者や関係者等の意見を聴きながら、「三重県多文化共生社会づくり指針(第2期)」(令和2年度～令和5年度)の改定を行います。

#### ② 外国人住民の安全で安心な生活環境づくり

- ・新型コロナの感染拡大で再認識された、外国人住民への適切な情報提供の必要性をふまえ、県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)により、必要な情報の提供を行います。
- ・「みえ外国人相談サポートセンター」(MieCo/みえこ)において、相談にきめ細かく応じるため、対応言語の充実、関係機関との連携強化など、相談体制の更なる充実に取り組みます。
- ・災害等の緊急時においても外国人住民をサポートできるよう、市町等と連携し、外国人防災リーダーの育成研修や避難所の受入訓練等に取り組みます。
- ・日本語学習を希望する外国人住民への学習機会の提供につなげるため、「三重県日本語教育プラットフォーム」等の活用により、市町、国際交流協会、日本語教室、外国人を雇用する企業等との連携をさらに強化するなど、県内の日本語教育体制の整備に取り組みます。また、「三重県日本語教育推進計画」(令和3年度～令和5年度)の改定を行います。

(参考)施策にかけたコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度
予算額等	97	96
概算人件費	80	—
(配置人員)	(9人)	—

# 施策 16-1 文化と生涯学習の振興

(主担当部局：環境生活部)

## 施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

## めざす姿の実現に向けた総合評価

総合評価	評価の理由
A	各県立文化施設において、魅力的な展覧会や公演、講座を開催したことにより、新型コロナの影響を受けた県民の皆さんの文化活動が回復しつつあり、文化にふれ親しむ環境や学習機会の提供が進んでいます。また、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造、文化を生かして地域の活性化につなげる取組の重要性が高まっており、それら施策を一層推進する必要があります。

[ A 順調      B おおむね順調      C やや遅れている      D 遅れている ]

## 1. 基本事業の取組状況

### 基本事業名

・令和4年度の主な取組

#### ① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

- ・県総合博物館では、三重のクジラやイルカなど豊かな自然や歴史・文化を紹介する企画展を開催するとともに、県立美術館では、開館40周年を記念し、本県ゆかりの画家を紹介する展覧会を実施しました。特に、県立美術館で実施した企画展「開館40周年記念 いわさきちひろ展」では、入館者数が2万4千人を超え、近年開催の企画展では最も多くの来館がありました。さらに、斎宮歴史博物館では、在原業平をとりあげた特別展や斎宮・斎王を多言語で紹介する動画を制作し、斎宮の魅力を発信するなど、各県立文化施設において、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供しました。
- ・新型コロナの影響による文化活動の停滞や人口減少・少子高齢化等による文化を担い継承する人材の不足など、文化を取り巻く環境の変化や国の動きをふまえ、三重の特性に応じた文化振興施策を一層推進するため、「三重県文化振興条例(仮称)」の制定に向けた取組を進めました。

#### ② 文化財の保存・活用・継承

- ・国・県指定等の文化財が適切に保存・継承されるよう、歴史的・文化的に重要な文化財を県指定文化財として新たに2件指定し、所有者等に財政的・技術的支援を行うとともに、ユネスコ無形文化遺産1件、国指定文化財2件の登録・指定にかかる指導、助言を行いました。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」について、関係市町と連携して、計画的な維持補修や魅力発信に向けた取組を進めました。
- ・市町が作成する文化財保存活用地域計画について、検討が円滑に進むよう、関係市町が行う情報発信への助言や、国・県・市町による協議を積極的に進めました。

### ③ 学びとその成果を生かす場の充実

・県生涯学習センターにおいて、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、三重の歴史・文化など多様で時宜を得たテーマによる学習機会を提供するとともに、未来の文化を担う子どもたちに、アーティストや専門機関と協働して、すぐれた文化を体験できる事業を実施(63校 2,264人)しました。また、地域において生涯学習分野で活躍する方々を支援するための研修会を開催しました。

### ④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

・市町の社会教育委員や担当者の資質向上と連携強化を目的とした研修会を実施するとともに、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動コーディネーターの養成を行うなど、地域における社会教育推進の中心的な役割を担う人材の育成に取り組みました。公民館等の社会教育施設において、多様なニーズに応じた学習機会や、地域課題の解決に向けたスキル向上を図る機会を提供するため、公民館職員等を対象とした地域力活性化促進交流会を開催しました。  
・鈴鹿青少年センターについては、PFI\*事業者において施設改修に向けた設計を実施するとともに、PFI事業者の経営状況や事業実施状況を丁寧に把握して、円滑な事業進捗に努めました。また、熊野少年自然の家については、指定管理者選定委員会を設置し、令和5年度以降の指定管理者を選定しました。

## 2. KPI (重要業績評価指標) の達成状況と評価

KPI の項目				関連する基本事業	
令和3年度	4年度		5年度	8年度	4年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度				①③④	
—	72.6%	104.0%	73.6%	76.6%	a
71.6%	75.5%		—	—	
県立文化施設の利用者数				①③	
—	84万人	116.9%	100万人	140万人	a
70.5万人	98.2万人		—	—	
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数				②	
—	72件	109.7%	77件	92件	a
67件	79件		—	—	

## 3. 今後の課題と対応

### 基本事業名

・令和5年度以降に残された課題と対応

#### ① 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実

・県民の皆さんの文化に対する気運の醸成一層図るため、文化にふれ親しむ環境の充実が求められるとともに、歴史・文化資源の価値を一層高め、活用することで、観光振興や地域の活性化につなげていく必要があることから、多彩で魅力的な展覧会や公演等を開催するとともに、斎宮を核とした文化体験ルートを設定し、文化にふれ親しみ、理解を深める機会を創出していきます。  
・本県の文化の振興に関し、その基本理念や基本的な施策等を定めた「三重県文化振興条例(仮称)」とあわせて、文化にふれ親しみ創造する環境づくりや人材の育成などについて、具体的な施策の展開を示した「三重県文化振興計画(仮称)」の策定に取り組み、文化施策を総合的・計画的に推進していきます。

## ② 文化財の保存・活用・継承

- ・県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、本県の基本方針を示した「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、文化財所有者への支援や市町への指導助言、市町による文化財保存活用地域計画の作成への支援を積極的に行います。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加登録候補をはじめとした歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、指定・登録等の措置を講じるとともに、講演会やパネル展・SNS等を通じた文化財の魅力発信に取り組みます。
- ・無形民俗文化財の担い手不足が深刻化していることから、祭り等の魅力を伝える映像記録の作成・発信を行い、地域の文化財の魅力を広く伝えるとともに、子どもたちによる体験取材の機会の創出などに取り組み、未来の担い手育成につなげます。

## ③ 学びとその成果を生かす場の充実

- ・「人生 100 年時代」に向けて社会が大きな転換点を迎える中、県民の皆さんが生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりが求められていることから、さまざまなライフステージやライフスタイルに応じた魅力的な講座や学んだ成果を発表できる場の提供、学習情報の発信などにより、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりに取り組んでいきます。

## ④ 社会教育の推進と地域の教育力の向上

- ・社会教育の推進と地域の教育力向上を図るため、社会教育関係団体等の多様な主体のネットワークを強化するとともに、社会教育関係者の研修・交流の場を設けます。公民館等の社会教育施設が地域課題の解決に資する場となるよう、地域活性化講習会を開催します。
- ・鈴鹿青少年センターについては、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できる施設として管理・運営していくため、令和6年3月末まで休館し、PFI事業者による施設改修を行います。熊野少年自然の家については、より魅力ある施設として管理・運営していくため、多くの方が学び楽しむことができる学習プログラムやイベントを開催します。

(参考)施策にかかったコスト (単位:百万円)

	令和4年度	5年度
予算額等	2,817	4,931
概算人件費	1,210	—
(配置人員)	(136人)	—



## 用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

挑戦○（番号）： 第2章の該当する番号の7つの挑戦に掲載されています。

〇ー〇（番号）： 第3章の各施策に掲載されています。

単語	解 説	掲載箇所
エシカル消費	地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。（上記事項に配慮された商品やサービスを選択して購入すること。）	3-3
温室効果ガス	大気中に含まれる二酸化炭素やメタンガスなどの総称であり、大気中の濃度が増加することで、地球温暖化をもたらす。	4-1
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言。	4-2
感染症発生動向調査システム	感染症の発生の状況、動向および原因を明らかにし、国民・医療関係者への情報提供および公開を行うことにより、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止するシステム。	挑戦2
光化学スモッグ	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線によって光化学反応を起こし、生成する有害物質等が高濃度となって空中に滞留し、白くもやがかかったような状態になること。健康への影響が知られている。	4-4
脱炭素	地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出量をゼロにすること。	4-1 4-2
BCP	Business Continuity Planの略。災害や事故などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画。	挑戦2
COOL CHOICE	地球にやさしい省エネ・低炭素製品の購入や、環境に配慮した行動などを積極的に行う「賢い選択」をすること。	4-1
DV	Domestic Violenceの略。一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの暴力又はこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動を指す。	12-2
DX	Digital Transformationの略。デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、暮らしやしごとをより良いものにする。	4-2
PFI	公共施設の設計、建設（修繕）、運営管理を、民間の経営能力や技術的能力、資金を活用して行う事業手法。もともとは、90年代英国で生まれた手法で、「官民が協同し効率的かつ効果的に質の高い公共サービスを提供するPPP（Public Private Partnership：官民連携）の概念が基礎にあり、PFIはその手法の一つ。	16-1